

## 「家庭総合」教科書における生活環境の取り扱い —生活排水・ジェンダー・子どもの権利に関する記述の考察—

### Analysis of Integrated Home Economics on Living Environment

— Focusing on Domestic Waste Water, Gender and Rights of the Child —

江口 司紗\*, 大山 郁美\*, 金岡 裕哉\*, 鳥井 葉子\*\*

\*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

\*\*〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748 鳴門教育大学生活健康系(家庭)教育講座

\* Tsukasa EGUCHI \*, Ikumi OHYAMA \*, Yuya KANEOKA \*, Yoko TORII \*\*

\* Graduate course, Naruto University of Education, Naruto-cho, Naruto-city, Tokushima 772-8502, Japan

\*\* Department of Health and Living Sciences Education (Home Economics) Naruto University of Education

748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-city, Tokushima 772-8502, Japan

**抄録**：2003年度実施の学習指導要領にもとづく高等学校「家庭総合」教科書の生活環境に関する記述について考察をおこなった。生活排水に関しては、洗剤など化学物質による影響は記述されているが、水質を浄化するために必要な資源・エネルギーや法律に触れた教科書は少ない。また、ジェンダーに関する記述は教科書による違いが大きく、また、全体的に男性の家事労働および父親の育児参加の記述は少ない。子どもの権利に関しては、すべての教科書が条約を取り上げているが、障害をもつ子どもの福祉の記述はほとんどみられない。

**キーワード**：家庭総合、生活排水、ジェンダー、子どもの権利

**Abstract** : The purpose of this study was to analyze living environment in Integrated Home Economics. The results were as follows: 1. The influence of detergents are described but little resources and energy to purify and the law about domestic waste water. 2. The descriptions of gender are differences in textbooks and participation of males in housework and child care are hardly described. 3. Convention on the Rights of the Child are described but the descriptions of handicapped children are little.

**Keywords** : Integrated Home Economics, Domestic Waste Water, Gender, Rights of the Child

#### 1. はじめに

2003年度実施の高等学校学習指導要領の普通教科「家庭」において改善された生活環境にかかわる内容には、次のものがあげられる。一つは、社会環境にかかわる「男女共同参画社会の推進に対応して、家族・家庭の学習において、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させる」、「少子化の進展に対応して、子どもがどのように育つのかに関心を持ち、子どもを生み育てることの意義を理解する学習を重視するために、子どもの発達と保育に関する内容の充実」である。もう一つは、自然環境にかかわる「消費者教育及び環境教育を重視する視点から」の「消費生活や消費行動と環境とのかかわりに関する内容の充実」である。<sup>1)</sup>

一方、「家庭総合」では、「生活課題を主体的に解決す

るとともに、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としている。本報では現代の社会および自然環境にかかわる生活課題が高等学校「家庭総合」教科書においてどのように取り扱われているかを考察し、目標達成のために学習内容の今後の改善点を明らかにしたいと考えて研究をおこなった。

社会環境については、ジェンダーフリー教育<sup>2)</sup>および子どもの権利に関する学習内容に着目し、自然環境については、生活排水に関する内容に焦点を当て、「家庭総合」教科書の比較・検討をおこなった。

高等学校学習指導要領「家庭総合」における上記の三つの内容に関する記述は次の通りである。

ジェンダーフリー教育に関しては、「(1)人の一生と家族・家庭」の「ア)人の一生と発達課題」で「男女の平等と相互の協力などについて認識させる。」こと、また、「イ)家族・家庭と社会」では、「男女が協力して家庭を

築くことの重要性について認識させる。」としている。

子どもの権利に関しては、「(2)子どもの発達と保育・福祉」の「ウ)子どもの福祉」で、「子どもが健全に育つことをねらいとした児童福祉の基本的な理念について理解させ、子どもを取り巻く環境の変化や課題について考えさせる。」としている。

生活排水に関しては、「(5)消費生活と環境」の「エ)消費行動と資源・環境」で、「現代の消費生活と資源や環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活様式や生活様式を見直し、環境に調和した生活を工夫できるようにする。」としている。

これらの学習指導要領に基づいて発行されている「家庭総合」教科書について、ジェンダー・子どもの権利・生活排水の点から生活環境に関する記述の考察をおこなった。

## II. 方法

平成16年度使用「家庭総合」教科書7社8冊<sup>3)</sup>について、着目した生活環境の三つの内容に関するキーワードを設定して、それらの記述内容を検討した。キーワードは、ジェンダーフリー教育については7個、子どもの権利に関する内容については8個、生活排水に関する内容については19個を設定した。

## III. 結果と考察

### 1. ジェンダーフリー教育に関する記述

表1は、ジェンダー、男女共同参画社会、女子差別の撤廃、性役割分担、育児休業、家事への男性参加、父親の育児参加の8つのキーワードを設定し、その記述の内容を比較したものである。

教科書TOとKAには、キーワードすべてが取り上げられ、本文、コラム、資料等が多く、もジェンダー志向性が高いものであるといえる。Hには、ジェンダーの意味に近い記述はなされていたが、ジェンダーそのものは取り上げられていない。DとTAは、女子差別の撤廃と家事への男性参加が記述されていない。J2は、ジェンダー、家事への男性参加、父親の育児参加についての記述がない。J1には、女子差別の撤廃、性役割分担、家事への男性参加、父親の育児参加は取り上げられていないが、取り上げられていたキーワードについては詳しく記述されている。KYには、女子差別の撤廃、性役割分担、家事への男性参加、父親の育児参加の記述がない。

男女共同参画社会についてはすべての教科書に記述されている。法案化されて間もないことがその理由であると思われる。また、育児休業に関してすべての教科書で取り上げられているが、ライフコースおよび保育の領

域で大きく取り扱っている教科書とそうでないものがある。女子差別の撤廃に関しては、「男女共同参画社会」が法案化される経緯の説明、もしくは育児休業の所で取り上げられている。性別役割分担も同じく「男女共同参画社会」との関連で記述されており、家事への男性参加に結びつく記述は少なく、家事への男性参加を取り上げている教科書も少ない。さらに、父親の育児参加については触れているだけで具体的な内容はなかった。ジェンダーフリー教育に関する記述は教科書により大きな違いがみられた。

### 2. 子どもの権利に関する記述

表2は、児童の権利に関する条約、児童福祉法、児童憲章、児童福祉、児童虐待、児童虐待防止法、児童相談所、障害をもつ子どもの福祉の8つのキーワードの記述の内容を比較したものである。

すべての教科書で、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)が取り上げられていて、TO以外は、条約も抜粋されている。TOやJ1では、他の教科書に比べて条約が多く抜粋されており内容も詳しい。しかし、すべての子どもにとって健やかな発達の機会が損なわれ、権利が侵害されないよう保障される権利があるとしているのにもかかわらず、障害をもつ子どもの福祉に関する記述のある教科書は非常に少ない。児童虐待に関しては、虐待の種類を欄外に記述している教科書が多い。また、教科書によっては生徒に問いかけ考えさせる工夫されているもの、逆に知識の記述のみにとどまるものもあった。今後は、「家庭総合」がめざす生活課題を主体的に解決する力をつけるためにも、生徒が自身と切り離すことの出来ない大切な問題なのだという意識をもたせることが重要なのではないだろうか。まずは、子どもである生徒自身が権利をもち、権利を保障する制度があることを理解させることが必要と考える。

### 3. 生活排水に関する記述

表3は19個のキーワードを設定して生活排水の記述の内容を比較したものである。

Hは生活排水の問題が生じた背景などにも触れ、水質汚濁防止法が取り扱われているなどの社会的視点に立った考え方が見られる。しかし、視覚的にアプローチするために、また、科学的な根拠に基づく考え方を養うために効果的な写真やグラフ、図は掲載されていない。

J1は、科学的な視点に立った記述をしており、自分たちができる生活の工夫や地域で実際になされている工夫などを記述し、水にかかわる環境問題に対する問題意識の高さがうかがわれる。科学的でグローバルな視点が重視されており、衣生活領域における環境と洗剤を含む生活排水についても詳細な記述が見られ、消費生活領域で

は特徴的に生活用水の一人当たりの使用量の変化のグラフが掲載されるなど、子どもたちにとって実生活と環境問題を結び付けやすい構成になっている。

J2は、幅広い内容が取り上げられており、また、自然との共存で農業を取り扱うなど文化的視点も見られる。

水について独立の項を消費生活の分野に設け、社会的背景や汚染の現状について詳細に述べられており、消費者・生産者・行政の相互関連による環境浄化への取り組み方が明示されていた。説明に具体性もあり、生活の工夫や巻末頁における写真も豊富に掲載されている。単独処理

表1 ジェンダーフリーに関する内容の記述

キーワード 教科書	ジェンダー	男女共同参画社会	女子差別の撤廃	性別役割分担	育児休業	家事への男性参加	父親の育児参加
D	◎+*	◎+*		△+	○*		○+
TO	○+*	○+*	○+*	○+*	○+*	△+	△+
J1	○+*	◎+*			◎+*		
KY	△	◎			○		
J2		○	△	△	○		
TA	◎+	○		○+*	△		△+
KA	○+*	○+*	○+*	△+	○+*	△+	△+
H		○+*	○+	△+	○+*	△+	△

注) ◎はその項目だけで特集頁が設定、○は欄外に解説(コラム)が掲載、△は用語のみの記述を示す  
注) +はジェンダーフリー教育に的確な表現、\*は関連性のある表現を示す

表2 子どもの権利に関する内容の記述

キーワード 教科書	子どもの権利条約	児童福祉法	児童憲章	児童福祉	子どもの福祉	障害をもつ	児童虐待	児童虐待防止法	児童相談所
H	△**	◎**	◎*	△	◎	◎*			○*
D	△**	△	△*	○		△*	△*	△*	△*
TO	◎*	△**	△*	○		△*	△		
KA	◎**	△	△*	□	△	□*	△	□	
TA	◎**	□**	□**	○	□	△	△	□*	
KY	△**	△**	△**			◎*	△	□	
J1	△**	△**	△**	□		△*	△	△*	
J2	◎**	△**	△*			△*	△	□*	

注1) ◎は項目を設けて説明、○は項目のみ、□は用語と説明、△は用語のみ記述  
注2) \*は用語に関連するグラフ・表やコラムが掲載  
注3) \*\*は条約が2つ以上具体的に記述・掲載、\*は条約が記述・掲載

表3 生活排水に関する内容の記述

キーワード 教科書	H	J1	J2)	TO	KA	TA	KY	D
1 水質汚濁とその原因	①	③○	③				②	
2 有害物質の水圏汚染背景	③++	③++	③	②★*	③		①++	
3 有機汚濁	①++		+++					
4 生態系への影響	☆				①+☆	②	②--*	
5 富栄養化	①+++	+++	②+++	--				
6 内分泌かく乱物質			②	③--	③--			
7 BOD(COD)負荷	①++☆	①++☆	☆		++			*
8 生活排水(生活雑排水)の増加	*		○		○	①		
9 水使用量の増大	①	☆		③		②		
10 洗剤の使用		③☆	②	①☆	①☆	①*	☆	
11 水環境汚染に配慮した開発		①☆		②				①
12 生分解性		①++☆	++	++	+++			
13 上下水道または合併浄化槽の整備	②*		①*				①*	
14 水質悪化の社会背景	①+++							
15 生活のなかの文化			②			①		
16 水質浄化に必要な資源・エネルギー	①	②		①				
17 自分たちのできる生活の工夫	③	①+++	③++	③++	②++	③+	①++	②○
18 環境共生住宅の雨水貯留槽	②++		★*	①*		①+*○		
19 他の環境問題との関連性	③+*	++	①+	②-	①	③+	②*	

注1) ①②③は本文中の記述の程度を表し、①は用語や事象のみ②は説明が加えられている③は詳しい説明が加えられているもの  
注2) +, ++, +++は欄外の記述の程度を示し、+は用語や事象のみ、++は説明が加えられている、+++は詳しい説明が加えられているもの  
注3) ☆はグラフが挿入、\*は図が挿入、○は写真が挿入されていることを示す

浄化槽と合併処理浄化槽の図がこの教科書にのみ掲載されている。

TOは、人体への影響や日本におけるダイオキシン類の問題、自分たちにできる生活の工夫など、身近な問題について説明がなされており、高校生の自身の問題として捉えやすく記述されている。地球規模の環境問題への世界的取り組みや取り決めの現状などが総括的に取り扱われている。チェックシート「エコライフを目指そう」では、水の出しっぱなしや消費生活など日常の生活行動と地球環境問題を結びつける内容が取り扱われており、高校生に行動をうながす効果があると思われる。

KAは、根拠に基づいた説明がなされ、また、欄外に重要用語の説明が詳細に記述されている。巻末頁において、環境問題に対する世界・日本の取り組み年表が掲載されているが、全体的に環境問題のつながりやグローバルな視点は少ない。食物連鎖の過程における生物濃縮を示した図ではPCBではなく、ぶよを退治するために散布したDDTが用いられていたのが特徴的であった。

TAは、本文中における記述を基礎として、具体的な生活の工夫などについては「考えてみよう」などと問題提起をしている。消費生活の領域では、水に絞らず幅広い範囲の環境保全全般について記述がなされている。水に関する環境という範囲においては、詳細さに欠けるが、背景や現状、文化の視点などが簡潔に示されている。また、他の教科書とは異なり、BOD負荷量ではなく閉鎖的3海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）のCOD発生負荷量の推移のグラフを取り扱っている。

KYでは、主に食生活領域で生物濃縮の説明が、消費生活領域で水質汚濁とその原因について説明がなされている。レイチェル・カーソンの『沈黙の春』を抜粋、引用するなど、環境問題に関する社会背景に重点が置かれているように感じられる。住生活領域で上水道、下水道の仕組みが取り扱われているのが特徴的である。

DAでは、環境問題は取り扱われてはいるものの、内容が少なく、生じた背景や現状の詳細、また科学的・文化的視点は記述されていない。「私たち一人一人が消費に対する自らの欲望を抑制し、環境への負荷を減らす努力を続けてこそ、環境保全が可能になる。」という記述に見られるように、将来に向けての呼びかけがなされている。巻頭頁では自分たちにできる生活の工夫が写真つきで説明されており、学校家庭クラブ活動実践例の中に生活排水、節水と汚濁防止に関する記述がわずかに書かれている内容で、追求の視点は見られない。

以上、生活排水に関する教科書の記述の傾向は次の通りである。洗剤など化学物質による影響はいずれの教科書でも記述が見られ、日常生活への関連性や生分解性及びBOD(COD)負荷に関する記述を扱った教科書も多い。一方、水質を浄化するのにも資源・エネルギーが必要と

なることや法律に触れた教科書は少ない。

#### IV. おわりに

高等学校「家庭総合」の目標である「生活課題を主体的に解決するとともに、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる」ためには、家庭生活が日々の自然的・社会的環境との相互作用のもとに成り立っており、それらの生活環境を常に視野にとらえておくことは不可欠である。

社会的環境に関しては、解決すべき現代の重要な課題である子ども、高齢者および障害者の人権保障、および、それらの課題解決の基盤となり得る男女共同参画社会の実現を学習内容に据える必要がある。

また、自然環境に関しては次のような現代の学習内容が重要である。私たちの何気ない日常の「快適」な暮らしが、地球上のあらゆる生命に危機をもたらし、巡り巡って私たちにも影響を与えていることを誰もが自分自身の問題として捉えられているだろうか。環境問題の原因を子どもたち一人一人が次世代を担う主体的な生活者として考え、生活を見直す必要があるのではないだろうか。消費者としての一人一人の家庭生活が環境問題と大きく関わっているということを認識させ、実践的態度に結びつく学習内容を明確に位置づけなければならない。

#### 注

- 1) 文部省「高等学校学習指導要領解説 家庭編」,開隆堂,2000
- 2) 2000年度文部省委嘱事業「0才からのジェンダー教育推進事業」では、ジェンダーフリー教育とは、誰もが生きやすい社会になるように、ジェンダーによる性差別的な意識や社会構造を変えていこうとする考え方に基づいた教育方針のこと。
- 3) 分析した平成16年度使用「家庭総合」教科書は、開隆堂「家庭総合－明日の生活を築く－」,大修館書店「家庭総合－生活の創造をめざして－」,実教出版「家庭総合－自分らしい生き方とパートナー」,実教出版「家庭総合21」,東京書籍「家庭総合自立・共生・創造－」,第一学習社「家庭総合－生活に豊かさをもとめて－」,一橋出版「家庭総合－ともに生きる－」,教育図書「家庭総合」